

# 参 考 資 料

西播磨東部(揖保川流域圏)地域総合治水推進計画の各施策の取り組み

西播磨東部(揖保川流域圏)地域総合治水推進計画 施策一覧

流域対策による浸水被害軽減効果の試算

## 西播磨東部（揖保川流域圏）地域総合治水推進計画の各施策の取り組み

表 1 調整池に関する取り組み一覧

対象		H26 までの取り組み	H27 以降の取り組み
計画 地域 全体	県	・ 1ha 以上の開発に対する調整池の設置指導（民間管理者により重要調整池を設置予定：たつの市龍野町加治屋町、洪水調整容量8,539m <sup>3</sup> ）。	・ 1ha 以上の開発に対する開発者・施設所有者への設置・管理の義務付け（H25.4.1～）。 ・ 雨水の流出を抑制する機能の維持が特に必要と認める調整池について、所有者の同意を得た上で指定調整池として指定し、調整池の所有者等はその機能維持と適正な管理を行う。
	市町	・ 1ha 以上の開発に対して、県との協議を指導する。	・ 左記を継続して実施。
姫路市		（計画地域全体の取り組みと同様）	（計画地域全体の取り組みと同様）
たつの市		（計画地域全体の取り組みと同様）	（計画地域全体の取り組みと同様）
宍粟市		（計画地域全体の取り組みと同様）	（計画地域全体の取り組みと同様）
太子町		（計画地域全体の取り組みと同様）	（計画地域全体の取り組みと同様）

表 2 学校・公園、その他大規模施設での雨水貯留浸透に関する取り組み一覧

対象		H26 までの取り組み	H27 以降の取り組み
計画 地域 全体	県	・ 流域内では、学校や公園での貯留施設の整備に取り組んでいる。 ・ 平成16年より県下全域で透水性舗装を標準仕様として適用。 ・ 平成23年度に「浸透側溝設置ガイドライン」を策定。	・ 自らが管理する学校・公園等の公共施設等を利用した貯留施設の整備に努める。 ・ 当該貯留施設の整備者と施設管理者とが管理協定を締結する等により適正な管理に努め、将来に渡る維持管理に努める。 ・ 雨水貯留浸透機能を備え、または維持することが特に必要と認める施設について、所有者の同意を得た上で指定雨水貯留浸透施設として指定する。
	市町	-	-
姫路市		-	-
たつの市		-	-
宍粟市		-	-
太子町		-	・ 新庁舎建設に伴い、駐車場の透水性舗装、緑化ブロックにより保水性を高める。

表 3 ため池での雨水貯留に関する取り組み一覧

対象		H26 までの取り組み	H27 以降の取り組み
計画 地域 全体	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流域内では、ため池管理者に対して、ため池の日常管理に合わせて豪雨時の貯水事前放流等の指導を行っている。</li> <li>・流域内ではため池の改修に併せて、緊急放流施設の整備を進めている。</li> <li>・堂の奥上池、土井上池（たつの市）で緊急放流工を施工する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ため池貯留について、手法選定も含めて、施設管理者の理解と協力を得られるよう、市町の協力を得ながら地元協議に努める。</li> <li>・雨水貯留浸透機能を備え、または維持することが特に必要と認める施設について、所有者の同意を得た上で指定雨水貯留浸透施設として指定。</li> <li>・小河池、山王池、寺の前池（たつの市）で緊急放流工実施設計の予定である。</li> </ul>
姫路市		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ため池改修計画の策定について H25. 6. 10 付県通知「雨水貯留機能を高めるため池整備指針及び指針の運用について」により検討を加える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記を継続して実施。</li> </ul>
たつの市		-	-
宍粟市		-	-
太子町		-	-

表 4 水田での雨水貯留に関する取り組み一覧

対象		H26 までの取り組み	H27 以降の取り組み
計画 地域 全体	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西播磨地域全体では、240ha で田んぼダム(せき板 949 枚配布)を実施しており、その内、揖保川流域圏では、83ha で田んぼダム(せき板 351 枚配布)を実施している(H26. 8. 18 時点)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・田んぼダムせき板の無料配布や各種啓発により、H35 年度までに 1,800ha<sup>*</sup> の田んぼダムの実施を目指す。</li> <li>・特にモデル地区で重点的に普及に取り組み、拡大を図る。</li> <li>※西播磨全域の目標数値</li> </ul>
姫路市		<ul style="list-style-type: none"> <li>・多面的機能支払交付金事業に取り組む集落に対し、水田貯留に関する活動の助言指導。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・姫路市全域へ田んぼダムを積極的に PR し、田んぼダムの拡大を図る。</li> </ul>
たつの市		<ul style="list-style-type: none"> <li>・3 地区(篠首:3.1ha、笹野:8.1ha、下野田:7.2ha)で田んぼダム(せき板配布)を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たつの市全域へ田んぼダムを積極的に PR し、田んぼダムの拡大を図る。</li> <li>・特にモデル地区で重点的に普及に取り組み、拡大を図る。</li> </ul>
宍粟市		<ul style="list-style-type: none"> <li>・3 地区:62ha(宇原、川戸、青木)で田んぼダム(せき板配布)を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宍粟市全域へ田んぼダムを積極的に PR し、田んぼダムの拡大を図る。</li> <li>・特にモデル地区で重点的に普及に取り組み、拡大を図る。</li> </ul>
太子町		<ul style="list-style-type: none"> <li>・1 地区(阿曾) 田んぼダム(せき板配布)を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太子町全域へ田んぼダムを積極的に PR し、田んぼダムの拡大を図る。</li> <li>・特にモデル地区で重点的に普及に取り組み、拡大を図る。</li> </ul>

表 5 各戸貯留での雨水貯留浸透に関する取り組み一覧

対象		H26 までの取り組み	H27 以降の取り組み
計画 地域 全体	県	-	・雨水貯留浸透機能を備え、または維持することが特に必要と認める施設について、所有者の同意を得た上で、指定雨水貯留浸透施設として指名する。
姫路市		・ 200L の貯留タンクを設置し、浸水被害軽減にかかる住民意識の向上。	・ 各家庭及び事業所に対して助成金制度の実施。
たつの市		・ 住宅に雨水貯留タンクの設置費用の一部を助成 (H25:3 件、H26:10 件予定)。	・ 助成制度を継続的に実施し、雨水の流出抑制効果の向上と雨水の有効活用を促進する。
宍粟市		-	-
太子町		・ 雨水の流出量抑制を図る雨水貯留施設について、個人が敷地内で設置する小規模な貯留タンク等について助成制度を創出。 ・ 計画は 10 世帯、そのうち 3 世帯で実施した (H26. 8. 29 時点)。	・ 助成制度を継続的に実施し、雨水の流出抑制効果の向上と雨水の有効活用を促進する。

表 6 貯留施設での雨水貯留量の確保に関する取り組み一覧

対象		H26 までの取り組み	H27 以降の取り組み
計画 地域 全体	県	-	・ため池下流域の浸水被害の発生状況やため池の規模、推進協議会の協議内容等から、貯水量を減じる等の適切な措置を行うことが計画地域における流域対策に特に必要と認める施設について、管理者の同意を得た上で、指定貯水施設として指定する。
姫路市		・ 台風、豪雨に備えて、ため池の事前放流の協力依頼を実施している。	・ 左記を継続して実施。
たつの市		・ 台風、豪雨に備えて、ため池の事前放流の協力依頼を実施している。	・ 左記を継続して実施。
宍粟市		・ 台風、豪雨に備えて、ため池の事前放流の協力依頼を実施している。	・ 左記を継続して実施。
太子町		-	-

表 7 森林保全等に関する取り組み一覧

対象		H26までの取り組み	H27以降の取り組み
計画 地域 全体	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全のみではなく森の回復と再生を目指し、平成14年度から10ヵ年計画で「新ひょうごの森づくり」を進めた。現在では、平成24年度を初年度とする第2期計画（10ヵ年計画）を推進している。</li> <li>・平成18年度から導入した県民緑税を活用し、森林の防災面での機能強化を早期、確実に進めるため、「災害に強い森づくり」を推進している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関、森林所有者、地域住民等と連携し、人工林の間伐等を進める。</li> <li>・急傾斜地にある間伐対象人工林の表土侵食の防止対策や高齢人工林の一部を広葉樹林へ誘導する。</li> <li>・保安林・林地開発許可制度を適切に運用し、無秩序な伐採・開発行為の規制等に努める。</li> </ul>
姫路市		<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急防災林整備、里山防災林整備、針葉樹林と広葉樹林の混交林の整備、野生動物育成林、住民参加型森林整備を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野生動物育成林、住民参加型森林整備を継続して実施。</li> </ul>
たつの市		<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急防災林整備、里山防災林整備（H26：中垣内ほか1地区、計61ha）、針葉樹林と広葉樹林の混交林の整備（H26：新宮37ha）、野生動物育成林（H26：曾我井ほか1地区、計49ha）、住民参画型森林整備を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急防災林整備、里山防災林整備、針葉樹林と広葉樹林の混交林の整備を継続して実施。</li> </ul>
宍粟市		<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急防災林整備、里山防災林整備、針葉樹林と広葉樹林の混交林の整備（H26：上野ほか5地区、計154ha）、野生動物育成林、住民参画型森林整備を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急防災林整備、針葉樹林と広葉樹林の混交林整備を継続して実施。</li> </ul>
太子町		-	-

表 8 浸水が想定される区域の指定に関する取り組み一覧

対象		H26までの取り組み	H27以降の取り組み
計画 地域 全体	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸水想定区域図の周知等により、洪水ハザードマップの作成を支援する。</li> <li>・ 浸水想定区域内における土地の新規開発に対して自主防災対策に資する情報の提供を行い、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と連携して推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記を継続して実施。</li> </ul>
	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸水想定区域図の作成。</li> <li>・ CGハザードマップによる浸水想定区域等の公開。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作成したハザードマップ等のより一層の利活用を図り、住民が被害にあわないために必要な知識の啓発に努める。</li> </ul>
	市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハザードマップの作成、周知。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハザードマップのさらなる周知に努める。</li> </ul>
姫路市		(計画地域全体の取り組みと同様)	(計画地域全体の取り組みと同様)
たつの市		(計画地域全体の取り組みと同様) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハザードマップの更新。</li> <li>・ まるごと・まちごとハザードマップの実施(35か所)。</li> </ul>	(計画地域全体の取り組みと同様)
宍粟市		(計画地域全体の取り組みと同様) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハザードマップの更新。</li> </ul>	(計画地域全体の取り組みと同様)
太子町		(計画地域全体の取り組みと同様) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハザードマップの更新。</li> </ul>	(計画地域全体の取り組みと同様)

表 9 浸水による被害の発生に関わる情報伝達に関する取り組み一覧

対象		H26 までの取り組み	H27 以降の取り組み
計画 地域 全体	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難判断水位等に到達したことを通知している。</li> <li>・水位局での 3 時間後の水位予測を及び氾濫予測を実施し、これを市町や消防・警察へ配信することでの確な避難勧告等の発令や水防活動を支援（フェニックス防災システム）している。ただし、揖保川については水位予測は実施していない。</li> <li>・河川監視カメラによりリアルタイムの河川情報をホームページを通じ情報発信</li> <li>・地上デジタル放送等を利用した水位情報等の配信を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水時の水位予測等を市町へ配信し、水防活動や避難勧告等の発令の支援を図る。</li> <li>・継続して信頼性を高めていく必要のあるシステムであるため、実績洪水等を踏まえ、システムの精度向上に取り組む。</li> <li>・今後も正確な配信に努める。</li> <li>・広報活動等により周知を図る。</li> </ul>
姫路市		<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等の発令時には緊急速報メール・ひめじ防災ネット・防災行政無線（家島・香寺・夢前・安富）・市のホームページ・FM GENKI・ケーブルテレビ・地域 SNS ひよこむ・ヤフーと協定を結び市ホームページにミラーサイトを設置・Jアラート情報の自動配信化（FM GENKI・ケーブルテレビ）等により多重的に情報を発信。</li> <li>・広報車や地元消防団による巡回広報等、きめ細かな情報発信を実施。</li> <li>・避難情報等を的確に発信できるように災害時情報発信マニュアルの整備。</li> <li>・災害時情報発信マニュアルに基づく迅速な情報発信の実施。</li> <li>・特別警報の自動配信（FM GENKI、ケーブルテレビ）。</li> <li>・ツイッターを利用した災害時情報発信。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記を継続して実施。</li> </ul>
たつの市		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ、防災ネットを活用し情報発信を積極的に実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記を継続して実施。</li> </ul>
宍粟市		<ul style="list-style-type: none"> <li>・音声告知放送システム、ケーブルテレビ、ホームページ等を活用し情報伝達を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記を継続して実施。</li> </ul>
太子町		<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等の発令時にはたいし安全・安心ネット、緊急速報メール、町ホームページ等により情報を発信するとともに、広報車や消防団などによる巡回広報を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記を継続して実施。</li> </ul>
国土交通省		<ul style="list-style-type: none"> <li>・揖保川水系を洪水予報河川に指定し、神戸海洋気象台と共同して洪水予報を発表し、TV 等のメディアを通じて早期警戒避難を支援している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記を継続して実施。</li> </ul>

表 10 「ひょうご防災ネット」等に関する取り組み一覧

対象		H26までの取り組み	H27以降の取り組み
計画 地域 全体	県	・携帯電話のメール機能、ホームページ機能を利用して、住民に直接、気象情報や避難情報等を届ける「ひょうご防災ネット」を提供している。	・各種防災情報の入手方法の啓発に努める。
姫路市		・防災ネットへの登録推進のPR等。	・左記を継続して実施。
たつの市		・防災ネットへの登録推進のPR等。	・左記を継続して実施。
宍粟市		・防災ネットへの登録推進のPR等。	・左記を継続して実施。
太子町		・防災ネットへの登録推進のPR等。	・左記を継続して実施。

表 11 防災リーダーの育成に関する取り組み一覧

対象		H26までの取り組み	H27以降の取り組み
計画 地域 全体	県	・平成16年度から地域防災力の向上をねらいとして「ひょうご防災リーダー講座」を開催し、人材の育成に努めている。H26年度は120名の募集を実施。 ・「ひょうご安全の日推進事業助成制度」により、自主防災組織等を支援している。	・行政、住民、NPO等、様々な主体の防災の担い手を育成するため、防災研修を実施する。
姫路市		・ひょうご防災リーダー講座の資料を配布する等、参加の呼びかけを実施。受講者64名。	・左記を継続して実施。
たつの市		・ホームページ、広報誌、防災ネットで呼びかけを実施(数名が受講)。	・左記を継続して実施。
宍粟市		・ひょうご防災リーダー講座の資料を配布する等、参加の呼びかけを実施。受講者(H25年は該当なし)。	・左記を継続して実施。
太子町		・ホームページ等で、ひょうご防災リーダー講座の参加の呼びかけを実施。受講者23名(過去からH25年までの合計)、H25年は3名	・左記を継続して実施。



表 12 防災マップの作成、支援に関する取り組み一覧

対象	H26までの取り組み	H27以降の取り組み
姫路市	・地域防災マップづくり事業を実施している（地区連合自主防災会が主体となっており、市は作成にあたり、ワークショップの開催やまち歩きの実施、防災マップの印刷等について支援）。47自治会実施。	・平成24年度から市内全地区において5カ年計画で実施を予定。
たつの市	・全戸配布（約3万世帯、215自治会） ・転入者配布	・防災マップの作成支援や活用方策について検討。
宍粟市	・1自主防災会に対して、3万円を上限として、作成費用の1/2を補助。39自治会で実施	・防災マップの作成支援や活用方策について検討。
太子町	・各自治会ごとに防災マップを作成し配布。67自治会で実施	・今後、訓練等での活用方策について検討。

表 13 浸水被害の軽減のための体制整備に関する取り組み一覧

対象	H26までの取り組み	H27以降の取り組み
姫路市	・市民の防災意識向上のため、職員、消防防災救急指導員等が公民館等に出向き、出前講座を実施。年間30回程度実施。	・引き続き、出前講座を実施。
たつの市	・消防職員による体験型の出前講座の実施（激流豪雨体験、起震車）。1回実施。	・引き続き、出前講座を実施。
宍粟市	・防災講座の参加を呼びかけ、自主防災会、民間、高齢者対象等、要望に応じて開催。4回実施。	・引き続き、防災講座を実施。
太子町	・「災害に対する備え」の講座名で、自主防災組織等を対象に実施。5回実施。	・引き続き、防災講座を実施。

表 14 水防活動への支援に関する取り組み一覧

対象	H26までの取り組み	H27以降の取り組み
姫路市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新設の自主防災会に、50種のメニューから、申請により、資機材を交付。</li> <li>・災害時の市民の自主防災活動を支援するため、救出救助等に使用する防災資機材を収納。コミュニティ防災活動の拠点である小学校等72箇所に設置。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、防災機材等の支援を実施。</li> </ul>
たつの市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防訓練により土嚢を作成し、各地区に分散備蓄。</li> <li>・備蓄倉庫へ器具を購入し保管。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、防災機材等の支援を実施。</li> </ul>
宍粟市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災会に防災資器材に限定した購入の補助事業(上限30万、購入費の1/2補助)を実施。28件。</li> <li>・必要に応じて、消防団、自主防災会に土のうを提供。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、防災機材等の支援を実施。</li> </ul>
太子町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町防災訓練の参加自治会に対して土のうの事前保管についての要望調査を実施。</li> <li>・要望のある自治会に対して事前配布。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、防災機材等の支援を実施。</li> </ul>

表 15 共助の取り組み一覧

対象	H26 までの取り組み	H27 以降の取り組み
姫路市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区連合自主防災会単位で構成している「災害時要援護者地域支援協議会」に対して、災害時要援護者台帳の作成、更新や、救急医療情報キット（救急搬送の際などに役立てるために、申請書の写しを入れたカプセル）の配布や、要援護者支援に係る避難支援訓練や研修会の実施等を委託。</li> <li>・平成 24 年度末の台帳に未登録で在宅の重度障害者等に、市から本事業の案内を送付し、市で申請を受付。順次各地域支援協議会に提供し情報共有。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記を継続して実施。</li> </ul>
たつの市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者支援マニュアルを活用によりたつの市、自主防災組織、民生委員と協力。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記を継続して実施。</li> </ul>
宍粟市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の要配慮者対策への備えとして、市をはじめ自主防災組織、消防団等が担う支援対策、情報伝達体制の整備、個別の避難支援計画等、市の避難支援プランを作成。</li> <li>・市の指定避難所 45 箇所に避難所表示板を設置。</li> <li>・避難行動要支援者名簿の更新を継続的に実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記を継続して実施。</li> </ul>
太子町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、避難行動要支援者名簿（旧災害時要援護者名簿）を作成し、平常時から要支援者に関する情報の把握や避難時における支援体制の確立。</li> <li>・要支援者の登録制度を周知し、更なる支援体制の強化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記を継続して実施。</li> </ul>

表 16 民間事業者との協定締結に関する取り組み一覧

対象	H26 までの取り組み	H27 以降の取り組み
姫路市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在までに以下の協定を 50 事業所と締結。</li> <li>1) 災害時における生鮮食品等の供給協力等相互応援に関する協定</li> <li>2) 災害時における物資等の輸送に関する協定</li> <li>3) 災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定</li> <li>4) 災害時における物資の供給に関する協定</li> <li>5) 緊急時における生活物資確保に関する協定</li> <li>6) 災害時における応急対策業務に関する協定</li> <li>7) 災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定</li> <li>8) 災害情報放送に関する協定</li> <li>9) 災害等緊急放送の実施に関する協定</li> <li>10) 災害時等における船舶による輸送等に関する協定</li> <li>11) 災害時における障害物除去等の協力に関する協定</li> <li>12) 災害時におけるLPガス等の支援協力に関する協定</li> <li>・ 地域防災の貢献に意欲のある事業所を、『姫路市地域防災貢献事業所』として登録・公表し、平常時から従業員や地域住民の防災意識の啓発を図るとともに、災害が発生した時には事業所の持つ能力を重要な防災力として活用することにより、地域防災力の向上を図っている(登録事業所数：877 事業所)。</li> <li>・ 避難所にて間仕切り等によりプライバシー確保を行うため、民間事業者と協定の締結を進めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記を継続して実施。</li> </ul>
たつの市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間機関(15 事業所)と以下の協定締結。</li> <li>1) 災害時等におけるたつの市と龍野郵便局・たつの市内特定郵便局との相互協力に関する協定書</li> <li>2) 緊急時における生活物資の確保に関する協定</li> <li>3) 災害時における食糧・物資の安定供給等に関する協定書</li> <li>4) 災害時における物資の供給に関する協定書</li> <li>5) 安全・安心社会の構築に関する協定書</li> <li>6) 災害時等応急対策協力協定</li> <li>7) 災害時における応急対策業務に関する協定</li> <li>8) 災害時における応急救援活動への応援に関する協定書</li> <li>9) 災害時における緊急測量業務等に関する協定</li> <li>10) 災害時における障害物除去等の協力に関する協定書</li> <li>11) 災害に係る情報発信等に関する協定</li> <li>12) 災害時等における相互協力に関する協定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記を継続して実施。</li> </ul>
宍粟市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時等における相互協力、応急対策業務、緊急測量業務、障害物除去、食糧・生活必需品の確保等の協定を 13 事業所と締結。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記を継続して実施。</li> </ul>
太子町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時等における道路交通確保のための障害物除去作業、食糧・生活必需品の確保、避難施設の提供等、10 事業所と協定締結。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記を継続して実施。</li> </ul>

表 17 訓練の実施に関する取り組み一覧

対象		H26までの取り組み	H27以降の取り組み
計画 地域 全体	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年増水期前に県・市町や防災関係機関で構成する「水防連絡会」を実施し、水防に関する相互の情報共有や連携強化に努めている。</li> <li>・平成25年度兵庫県・播磨広域・姫路市合同防災訓練を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も継続して実施し連携強化に努める。</li> </ul>
	姫路市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各消防署単位で、各地区水防訓練の実施。</li> <li>・姫路市総合防災訓練を実施（年1回）。</li> <li>・水防上危険が予想される箇所における合同現地踏査の実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記を継続して実施。</li> </ul>
	たつの市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織等が主体で訓練を実施。</li> <li>・消防署が出前講座（激流・ゲリラ豪雨体験等）を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記を継続して実施。</li> </ul>
	宍粟市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年消防・警察合同で水防工法訓練を実施。</li> <li>・市及び各町の防災訓練（年4回）時に水防対応として水防工法訓練等を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記を継続して実施。</li> </ul>
	太子町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町防災訓練を実施。</li> <li>・防災訓練（年1回）を実施し、危機管理意識の向上と自主的に実施する自主防災訓練の実施を促進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記を継続して実施。</li> </ul>

表 18 建物等の耐水機能を備えるための取り組み一覧

対象		H26 までの取り組み	H27 以降の取り組み
計画 地域 全体	県	-	・減災対策に特に必要と認める建物等を所有者等の同意を得た上で、指定耐水施設として指定する。
姫路市		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸水想定区域内の地下街(ピオレ姫路、グランフェスタ、キャッスルガーデン、中央地下通路)において、避難確保計画及び浸水防止計画を作成。</li> <li>・ 止水板の設置や電源確保対策が施されている。</li> <li>・ 浸水想定区域内の地下街(山陽百貨店、キャスパビル)において、避難確保計画及び浸水防止計画の作成。</li> <li>・ 防災拠点となる公共施設では、電気設備を高所に設置。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既に作成している地下街等に、計画に基づく訓練の実施を促進。</li> <li>・ 左記を継続して実施。</li> </ul>
たつの市		検討中	-
宍粟市		検討中	-
太子町		-	-

# 西播磨東部（揖保川流域圏）地域総合治水推進計画 施策一覧(1/7)

※期間等については、推進計画策定時点における見込みであり、今後、変更が生じる場合があります。

大項目	小項目	名称	概要	実施主体	期間			備考
					～H26	H27～H31	H32～H36	
1. 河川下水道対策								
(1)河川対策（ダムの運用・管理は除く）								
揖保川水系	揖保川		築堤、河道掘削、堰の統合・改築	国	揖保川水系河川整備計画（国管理区間）に基づき事業を推進している			
	引原川		築堤	国				
	林田川		築堤、堰の改築、河道掘削	国				
	栗栖川		堰の統合改築、引堤、河道掘削、築堤	国				
	山根川		たつの市龍野町末政から日飼護岸、橋梁等	県	今年度策定予定の揖保川水系河川整備計画（県管理区間）に基づき事業を推進していきます。			
	馬路川		たつの市揖保川町正條から黍田護岸等	県				
	瀬戸川		たつの市揖保川町金剛山から馬場護岸等	県				
	前川		たつの市揖保川町市場から馬場護岸、橋梁等	県				
	富島川		河口から水門まで	県	富島川水系河川整備計画に基づき事業を推進している			
	大川		低水護岸整備、河床掘削	県				
			大川最上流部					
			河岸整備					

西播磨東部（揖保川流域圏）地域総合治水推進計画 施策一覧(2/7)

※期間等については、推進計画策定時点における見込みであり、今後、変更が生じることがあります。

大項目	小項目	名称	概要	実施主体	期間				備考
					～H26	H27 H31	～ H32 H36	H37～	
	(2) 下水道対策								
	姫路市	流域下水道	49.5mm/hr(年超過確率 1/10 の規模) 1866.9ha	姫路市					完成年度未定
	たつの市	流域下水道	43.5mm/hr(年超過確率 1/7 の規模) 1,298ha	たつの市					完成年度未定
		公共下水道	43.4mm/hr(年超過確率 1/7 の規模) 80ha						整備済み
		特定環境保全 公共下水道	44.9mm/hr(年超過確率 1/7 の規模) 35ha						完成年度未定
	兵庫県	公共下水道	50mm/hr(年超過確率 1/7 の規模) 90ha	兵庫県					完成年度未定
	太子町	公共下水道	42.8mm/hr(年超過確率 1/5 の規模) 23.5ha	太子町					完成年度未定



## 西播磨東部（揖保川流域圏）地域総合治水推進計画 施策一覧（3/7）

※期間等については、推進計画策定時点における見込みであり、今後、変更が生じることがあります。

大項目	小項目	名称	概要	実施主体	期間			備考
					～H26	H27～H31	H32～H36	
2. 流域対策								
(1) 調整池の設置及び保全								
	指定調整池の設置及び保全		県・市町で管理する調整池を指定調整池に指定し機能維持と適正な管理を行う(県・市町)	県				
				市町				
(2) 土地等の雨水貯留浸透機能の確保								
	校庭・公園、その他大規模施設		流出防止壁の設置や地盤の掘り下げによる貯留機能の確保に努める(学校・公園・大規模施設所有者)	管理者				
	ため池の貯留機能の強化		ため池の利水容量に余裕があり管理者の同意を得られる場合、洪水吐の切り欠きや取水施設への緊急放流機能追加など洪水調節機能向上のための改良を行う(県・市町)	県				
	水田		営農に支障がない範囲で水田貯留に取り組み(水田所有者)水田貯留の普及啓発に努め、技術的助言・指導を行う(県・市町)	市町	H25			
	各戸貯留		省エネや地球温暖化防止にも寄与する各戸貯留の普及啓発、支援(県・市町)	県	H25			
			各戸貯留の取り組み(県民)等	市町				
				県民				
(3) 貯水施設の雨水貯留容量の確保								
	ため池の水位低下		耕作に影響ない範囲で洪水前のため池の水位低下による一時貯留を実施、また落水期には池の水位を下げ台風に備える等(ため池管理者)	管理者				
	ため池の管理		ため池の日常点検と維持管理、ため池整備5箇年計画による施設改修を支援(県・市町・ため池管理者)	県				
				市町				
				管理者				

# 西播磨東部（揖保川流域圏）地域総合治水推進計画 施策一覧（4/7）

※期間等については、推進計画策定時点における見込みであり、今後、変更が生じることがあります。

大項目	小項目	名称	概要	実施主体			期間			備考	
				～H26	H27～H31	H32～H36	H37～				
(4) ポンプ施設との調整	ポンプ施設との調整		堤防の決壊が発生するおそれがあるときは、排水停止等適切な操作が行えるよう操作規則に明示等、その運用が確実に図られるよう努める（県・市町のポンプ施設管理者）	県							
				管理者							
(5) 遊水機能の維持	遊水池の保全		霞堤の貯留・遊水機能維持に努め、山間の農地・荒地の貯留・遊水機能が発揮されるような地形の保全に努める（県・市町・県民）	県							
				市町							
				県民							
				県							
				市町							
(6) 森林の整備及び保全	新ひょうごの森づくり第2期対策		森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、「新ひょうごの森づくり：第2期対策（H24-33）」を推進する（県）	県				H24	H33		
				県				H23	H29		
(7) 山地防災・土砂災害対策	山地防災・土砂災害対策緊急5箇年計画に基づく治山・砂防事業		総合治水対策と併行して、豪雨時の森林からの異常な土砂流出による河道埋塞の防止のため、「第2次山地防災・土砂災害対策緊急5箇年計画（仮称）（H26-30）」に基づく治山・砂防事業を推進する（県）	県							
				市町							
	荒廃渓流の整備		総合治水対策と併行して、豪雨時の森林からの異常な土砂流出による河道埋塞の防止のため、荒廃渓流の整備に努めていく（市町）	市町							

## 西播磨東部（揖保川流域圏）地域総合治水推進計画 施策一覧(5/7)

※期間等については、推進計画策定時点における見込みであり、今後、変更が生じることがあります。

大項目	小項目	名称	概要	実施主体	期間			備考
					～H26	H27～H31	H32～H36	
3. 減災対策	(1) 浸水が想定される区域の指定・住民の情報の把握	浸水想定区域図の作成	浸水想定区域図を作成し、市町に提供するとともに県民への周知に努める(県)	県				
		ハザードマップの作成・配布	浸水想定区域図の周知等により、洪水ハザードマップの作成を支援する	国				
		CG ハザードマップの周知	ハザードマップを作成・配布し、最新の情報を反映するよう努める(市町)	市町				
		CG ハザードマップの周知	CG ハザードマップの充実・周知に取り組み(県)	県				
		まると・まちごととハザードマップの明示とハザードマップ	まると・まちごと・まちごととハザードマップの明示に努める(市町)	市町				
	(2) 浸水による被害の発生に係る情報の伝達	雨量・水位情報	雨量・水位情報を発信する(国県)	国				
		洪水予報	洪水予報(揖保川)を発表する(県と気象台の共同)	県				
		水守	揖保川流域河川情報システム”水守”を運用する(県)	国				
		道路アンダーパス部の浸水情報	道路アンダーパス部の冠水情報版の設置を推進する(県)	県				
		防災行政無線、ケーブルTV、市町HP	防災行政無線、ケーブルTV、市町HPを活用した情報発信を積極的に行う(市町)	市町				
		「ひょうご防災ネット」による情報発信を行う(県・市町)	県					
		市町に対する情報提供	河川水位予測、氾濫予測結果を市町等へ提供する(県)	市町				
			フェニックス防災システムの増設等、提供された情報の効果的・効果的な活用方法を検討する(市町)	県				
				市町				

## 西播磨東部（揖保川流域圏）地域総合治水推進計画 施策一覧(6/7)

※期間等については、推進計画策定時点における見込みであり、今後、変更が生じることがあります。

大項目	小項目	名称	概要	実施主体	期間			備考
					～H26	H27～H31	H32～H36	
	(3) 浸水による被害の軽減に関する学習	事前の防災情報の提供	防災に関する出前講座等により、防災意識の啓発に努める(国)	国				
		防災リーダーの育成	防災リーダー育成のため防災研修を実施する(県・市町)	県 市町				
		防災マップの作成・支援	防災マップの作成(県民)、作成支援(県・市町)	県 市町				
	(4) 浸水による被害の軽減のための体制の整備	共助による避難誘導、危険箇所解消	共助による避難誘導、危険箇所解消に努める(県・市町)	県 市町				
		避難施設等への案内板等設置	避難施設等への案内板等設置に努める(市町)	市町				
		水防体制整備	河川・ため池の水防体制整備に努める(市町)	市町				
		フェニックス防災システムによる情報提供する	フェニックス防災システムによる情報提供を行う(県)	県				
	(5) 訓練の実施	水防連絡会の開催による情報共有	水防協議会等との連絡体制を強化する(国) 水防連絡会を毎年開催し、情報共有を図る(県)	国 県				
		訓練の実施	大規模洪水を想定した実践的演習、防災関係機関と連携した水防訓練を実施する(国・県・市町)	国 県 市町				

## 西播磨東部（揖保川流域圏）地域総合治水推進計画 施策一覧（7/7）

※期間等については、推進計画策定時点における見込みであり、今後、変更が生じることがあります。

大項目	小項目	名称	概要	実施主体	期間			備考
					～H26	H27～H31	H32～H36	
	(6) 建物等の耐水機能の確保	建物等の耐水機能	「建物等の耐水機能に係る指針」に基づく敷地高上げ、遮水壁設置、電気設備高所配置等に努める（県民） 防災拠点施設・避難所の耐水対策の必要性を検討し、実施する（県・市町）	県民				
				県	H25			
				市町				
	(7) 浸水による被害からの早期の生活の再建	「フェニックス共済」等への加入促進 国・県・他市町との応援協定締結、民間事業者との連携体制構築	「フェニックス共済」等への加入促進に努める（県・市町） 大規模水害時のための国・県・他市町との応援協定締結、民間事業者との連携体制構築に努める（市町）	県				
				市町				
				市町				

西播磨東部（揖保川流域圏）地域総合治水推進計画 モデル地区の施策一覧(1/3)

たつの市：揖保川町ひばりヶ丘地区

※期間等については、推進計画策定時点における見込みであり、今後、変更が生じることがあります。

項目	区分	取り組み名称	取り組み内容	取り組み主体	期間			備考
					～H26	H27～H31	H32～H36	
河川下水道対策								
河川対策								
	馬路川		現在策定中の揖保川水系河川整備計画(県管理区間)において、対策を検討していく	県				
			河床掘削を実施する	県				
下水道対策								
		下水道整備	半田神部中央雨水幹線の整備を進め、浸水被害の軽減を図る	たつの市				残事業の実施時期は未定
流域対策								
雨水貯留施設(水田)								
		田んぼダム	耕作に影響がない範囲で、田んぼダムせき板設置に努める	県民				
			田んぼダムの啓発活動及び田んぼダムせき板を配布し支援をする	県、たつの市				
雨水貯留施設(各戸貯留)								
		各戸貯留	雨水タンク設置に努める	県民				
			雨水タンクの普及啓発を推進する	県、たつの市				
			雨水ポンプ設置のための助成制度等により支援する	たつの市				
減災対策								
訓練の実施								
		水防訓練の実施	防災訓練を実施し、必要に応じて防災マップの見直しを行う	国、県、たつの市、県民				

西播磨東部（揖保川流域圏）地域総合治水推進計画 モデル地区の施策一覧（2/3）

宍粟市：一宮町安積地区

※期間等については、推進計画策定時点における見込みであり、今後、変更が生じることがあります。

項目	区分	取り組み名称	取り組み内容	取り組み主体	期間			備考
					～H26	H27～H31	H32～H36	
河川下水道対策								
河川対策								
		曲里地区：揖保川、引原川	堰の改築、河床掘削	国				揖保川水系河川整備計画（国管理区間）に基づき事業を推進している
		中安積地区：揖保川	無堤区間の築堤	国				
		河川維持管理	必要に応じて、土砂撤去や樹木伐採の実施	国・県				
流域対策								
雨水貯留施設（学校）								
		兵庫県立伊和高等学校	校庭貯留を実施する	県				実施時期は未定
雨水貯留施設（水田）								
		田んぼダム	耕作に影響がない範囲で、田んぼダムせき板設置に努める	県民				
			田んぼダムの啓発活動及び田んぼダムせき板を配布し支援をする	県、宍粟市				
森林の整備及び保全								
		森林整備	針葉樹林と広葉樹林の混交林整備等により森林の保水力維持に取り組む	県、宍粟市、県民				
減災対策								
浸水による被害軽減に関する学習								
		防災マップの周知	防災マップの周知を図り、必要に応じて記載内容の見直しを行う	宍粟市、県民				
訓練の実施								
		水防訓練の実施	防災マップを踏まえて、防災訓練を実施し、必要に応じて防災マップの見直しを行う	国、宍粟市、県民				

西播磨東部（揖保川流域圏）地域総合治水推進計画 モデル地区の施策一覧(3/3)

太子町：揖保川流域圏地区

※期間等については、推進計画策定時点における見込みであり、今後、変更が生じることがあります。

項目	区分	取り組み名称	取り組み内容	取り組み主体	期間			備考
					～H26	H27～H31	H32～H36	
流域対策	雨水貯留施設(水田)	田んぼダム	耕作に影響がない範囲で、田んぼダムせき板設置に努める	県民				
			田んぼダムの啓発活動及び田んぼダムせき板を配布し支援をする	県、太子町				
	雨水貯留施設(各戸貯留)	各戸貯留	雨水タンク設置に努める	県民				
			雨水タンクの普及啓発を推進する	県、太子町				
減災対策	訓練の実施	水防訓練の実施	雨水ポンプ設置のための助成制度等により支援する	太子町				
			防災訓練を実施し、必要に応じて防災マップの見直しを行う	国、県、太子町、県民				

揖保川流域圏地区：阿曾、下阿曾、福地、老原、常全、宮本、船代、岩見構上、岩見構下、太子ニュータウン、吉福、沖代、米田、塚森、蓮常寺を含む。



西播磨東部（揖保川流域圏）地域総合治水推進計画 モデル施策一覧

水田貯留（田んぼダム）

※期間等については、推進計画策定時点における見込みであり、今後、変更が生じることがあります。

項目	区分	取り組み名称	取り組み内容	取り組み主体	期間			備考
					～H26	H27～H31	H32～H36	
流域対策	田んぼダム事業の推進及び普及啓発							
	田んぼダム事業の推進	田んぼダムの効果を検証する実証実験	県					
		せき板の配布による田んぼダムの取り組み支援	県、市町					目標値※ H26：100ha H27：200ha H28：300ha
	田んぼダム事業の普及・啓発	せき板設置による田んぼダムの取り組み	所有者					
活動看板の設置と取り組みを広げる活動冊子の作成		県						
		せき板の使用状況の確認及び大雨前の水管理の徹底等を図る周知活動	県、市町					

※数値は西播磨全域の目標値

## 流域対策による浸水被害軽減効果の試算

### 1. モデル地区

#### (1) たつの市：揖保川町ひばりヶ丘地区

##### 1) 貯留可能容量の推定

モデル地区内の浸水区域に直接的に効果が得られる施設を対象に、流域対策を実施した際の効果について、量的イメージをつかむことを目的として施設の貯留可能容量を試算した。

試算条件として、水田については水深 0.1m 貯留し、各戸貯留については雨水貯留タンク容量を 200L とした。

表 1 流域内貯留可能容量

区分	施設数 (戸)	面積 (万 m <sup>2</sup> )	貯留可能容量 (万 m <sup>3</sup> )	試算条件
水田	-	53.2	5.32	水田面積×水深 0.1m
各戸貯留	1,977	-	0.04	雨水貯留タンク容量 200L×施設数
合計	-	-	5.36	

※本検討はあくまで想定貯留量であり、整備メニューを限定するものではない。この他にも透水性舗装や浸透柵等の浸透施設等の取り組みによる効果も考えられる。また、実施にあたっては、所有者の同意の下、施設に適した対策を推進していく必要がある。

##### 2) 流域対策整備効果の試算

モデル地区内における平成 16 年台風 18 号の浸水実績は、26.86 万 m<sup>2</sup> であり、流域内の貯留可能容量 5.36 万 m<sup>3</sup> を活用すると浸水実績範囲で約 20cm、70% の容量を活用すると約 14cm、50% で約 10cm の浸水が軽減する試算結果となる。

なお、本検討はあくまで想定貯留容量に貯留した量的イメージであり、実際には貯留しながら放流する等、現実の貯留効果とは異なる。

表 2 実績浸水範囲における浸水軽減の量的イメージ

貯留活用	貯留可能容量 (万 m <sup>3</sup> )	実績浸水面積 (万 m <sup>2</sup> )	浸水軽減量 (m)
100%	5.36	26.86	0.20
70%	3.75		0.14
50%	2.68		0.10

※浸水面積は、市から提供された平成 16 年台風 18 号の浸水実績資料から GIS(地理情報システム)を用いて算定した(図 1 参照)。

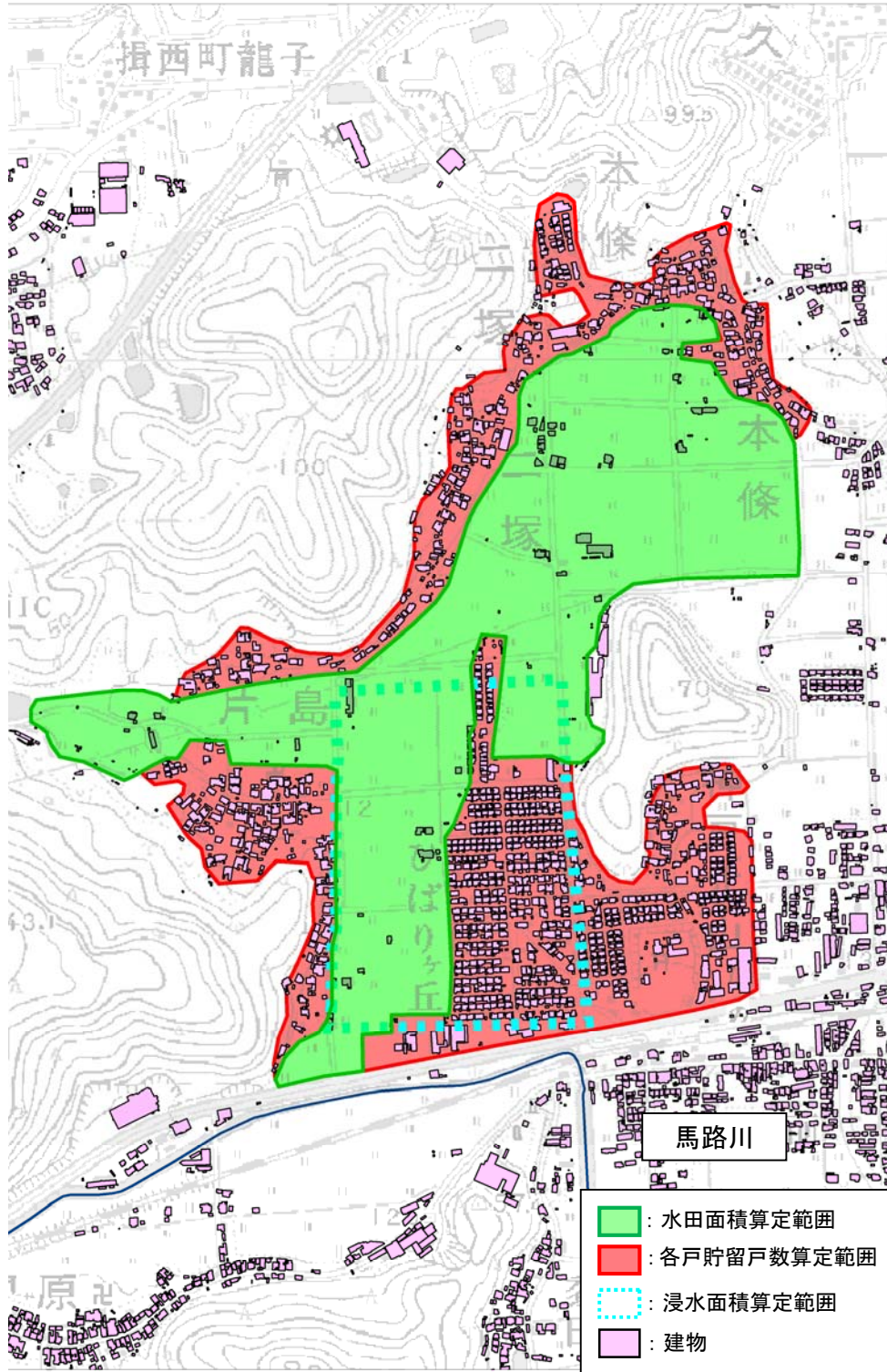


図 1 たつの市揖保川町ひばりヶ丘地区算定図

※浸水面積は、市から提供された平成 16 年台風 18 号の浸水実績資料から GIS(地理情報システム)を用いて算定した

## (2) 宍粟市：一宮町安積地区

### 1) 貯留可能容量の推定

モデル地区内の浸水区域に直接的に効果が得られる施設を対象に、流域対策を実施した際の効果について、量的イメージをつかむことを目的として施設の貯留可能容量を試算した。

試算条件として、水田については水深 0.1m 貯留し、校庭貯留については水深 0.3m 貯留することとした。

表 3 流域内貯留可能容量

区分	施設数 (戸)	面積 (万 m <sup>2</sup> )	貯留可能容量 (万 m <sup>3</sup> )	試算条件
水田	-	12.5	1.25	水田面積×水深 0.1m
校庭貯留	1	1.6	0.48	校庭面積×水深 0.3m
合計	-	-	1.73	

※本検討はあくまで想定貯留量であり、整備メニューを限定するものではない。この他にも透水性舗装や浸透柵等の浸透施設等の取り組みによる効果も考えられる。また、実施にあたっては、所有者の同意の下、施設に適した対策を推進していく必要がある。

### 2) 流域対策整備効果の試算

モデル地区内における平成 21 年台風 9 号の浸水実績を参考に、内水氾濫が生じると想定される区域を設定した。その面積は 8.64 万 m<sup>2</sup> であり、流域内の貯留可能容量 1.73 万 m<sup>3</sup> を活用すると浸水実績範囲で約 20cm、70% の容量を活用すると浸水実績範囲で約 14cm、50% で約 10cm の浸水が軽減する試算結果となる。

なお、本検討はあくまで想定貯留容量に貯留した量的イメージであり、実際には貯留しながら放流する等、現実の貯留効果とは異なる。

表 4 実績浸水範囲における浸水軽減の量的イメージ

貯留活用	貯留可能容量 (万 m <sup>3</sup> )	実績浸水面積 (万 m <sup>2</sup> )	浸水軽減量 (m)
100%	1.73	8.64	0.20
70%	1.21		0.14
50%	0.87		0.10

※浸水面積は、市から提供された平成 21 年台風 9 号の浸水実績資料を参考として、内水氾濫が生じると想定される区域を設定し、GIS(地理情報システム)を用いて算定した(図 2 参照)。

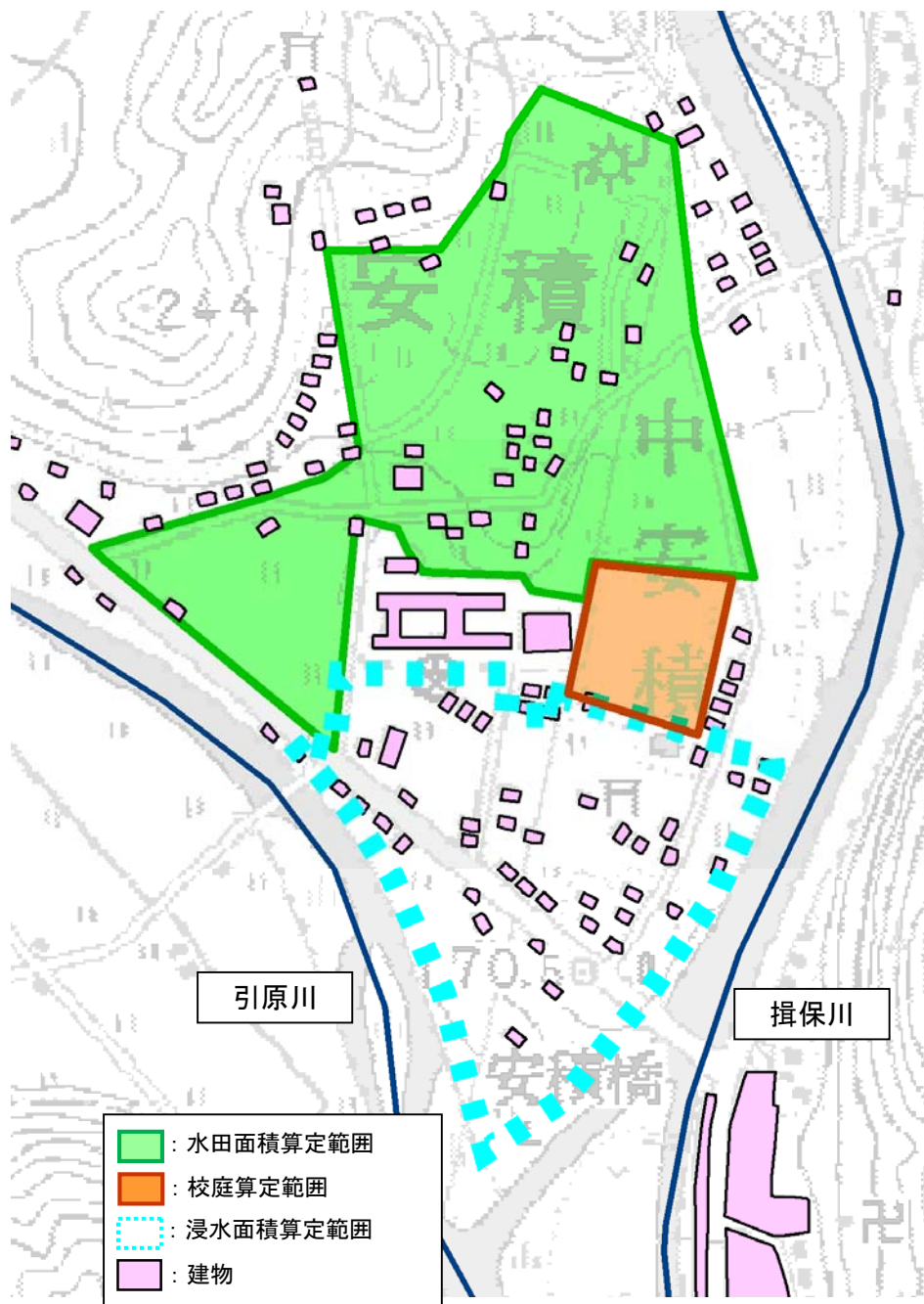


図 2 宍粟市一宮町安積地区算定図

※浸水面積は、市から提供された平成 21 年台風 9 号の浸水実績資料を参考として、内水氾濫が生じると想定される区域を設定し、GIS(地理情報システム)を用いて算定した。

### (3) 太子町：揖保川圏域地区

#### 1) 貯留可能容量の推定

モデル地区内の施設を対象に、流域対策を実施した際の効果について、量的イメージをつかむことを目的として施設の貯留可能容量を試算した。

試算条件として、水田については水深 0.1m 貯留し、各戸貯留については雨水貯留タンク容量を 200L とした。

表 5 流域内貯留可能容量

区分	施設数 (戸)	面積 (万 m <sup>2</sup> )	貯留可能容量 (万 m <sup>3</sup> )	試算条件
水田	-	213.8	21.38	水田面積×水深 0.1m
各戸貯留	4,951	-	0.10	雨水貯留タンク容量 200L×施設数
合計	-	-	21.48	

※本検討はあくまで想定貯留量であり、整備メニューを限定するものではない。この他にも透水性舗装や浸透柵等の浸透施設等の取り組みによる効果も考えられる。また、実施にあたっては、所有者の同意の下、施設に適した対策を推進していく必要がある。

#### 2) 流域対策整備効果の試算

モデル地区内における貯留可能容量 21.48 万 m<sup>3</sup> であり、これは流域にある安富ダムの洪水調整容量の約 15%、東京ドーム容量の約 17%を示しており、多くの協力を得ることで浸水の軽減効果が期待できる試算結果となる。

表 6 流域にあるダムの洪水容量との比較

貯留可能容量 (万 m <sup>3</sup> )	洪水調節容量(万 m <sup>3</sup> )	参考：東京ドーム容量 (万 m <sup>3</sup> )
	安富ダム	
21.48	140	124

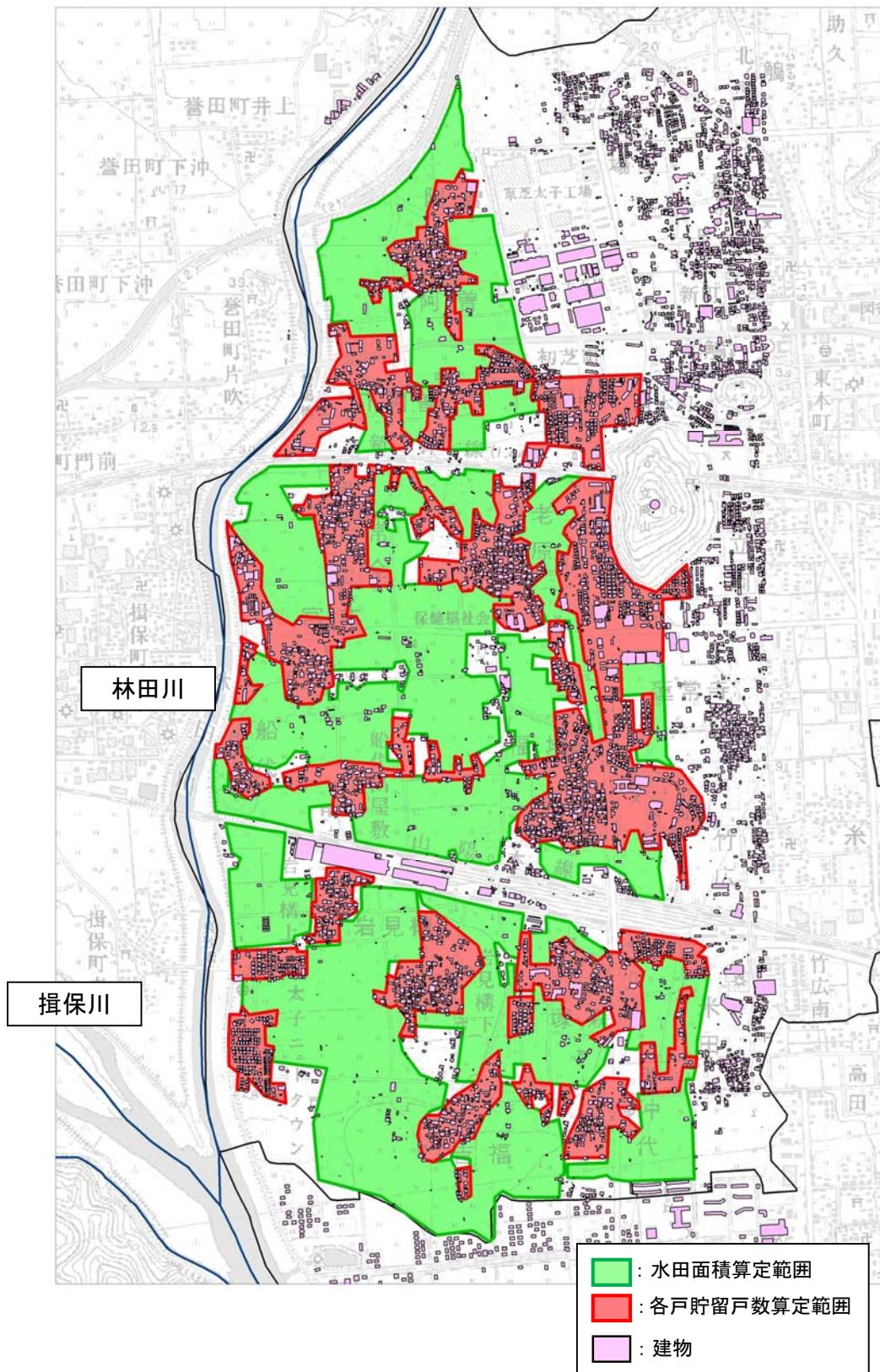


图 3 太子町揖保川流域圈地区算定图

## 2. モデル施策

### (1) 貯留可能容量の推定

モデル施策では、西播磨全域(揖保川流域圏・千種川流域圏)で平成35年度までに、圃場整備済みの水田を対象に田んぼダムを1,800haで取り組むことを目標としている。これらを実施した際の効果について、量的イメージをつかむことを目的として施設の貯留可能量を試算した。

試算条件として、水田については水深0.1m貯留することとした。

表 7 流域内貯留可能容量

区分	面積 (万 m <sup>2</sup> )	貯留可能容量 (万 m <sup>3</sup> )	試算条件
水田	1,800	180	水田面積×水深0.1m

### (2) 流域対策整備効果の試算

モデル施策による貯留可能容量180万m<sup>3</sup>であり、これは千種川流域に位置する安室ダムの洪水調節容量と同量であり、揖保川流域にある引原ダム、安富ダムの洪水調整容量のそれぞれ約32%、約129%となる。また、東京ドーム容量の約1.5倍を示しており、モデル施策を推進することで浸水の軽減効果が期待できる試算結果となる。

表 8 流域にあるダムの洪水容量との比較

貯留可能容量 (万 m <sup>3</sup> )	洪水調節容量(万 m <sup>3</sup> )		参考：東京ドーム容量 (万 m <sup>3</sup> )
	引原ダム	安富ダム	
180	565	140	124



【参考】計画地区全域

(1) 貯留可能容量の推定

計画区域全体を対象に、流域対策を実施した際の効果について、量的イメージをつかむことを目的として施設の貯留可能容量を試算した。

表 9 流域内貯留可能容量（水田）

流域	市町	水田面積 (万m <sup>2</sup> )	貯留可能量 (万m <sup>3</sup> )	試算条件
揖保川流域	姫路市	751	75.1	水田面積×水深0.1m
	たつの市	2,734	273.4	
	宍粟市	2,080	208.0	
	太子町	498	49.8	
	小計	6,063	606.3	
富島川流域	たつの市	260	26.0	
合計		6,323	632.3	

表 10 流域内貯留可能容量（ため池）

流域	市町	満水時面積 (万m <sup>2</sup> )	貯留可能量 (万m <sup>3</sup> )	試算条件
揖保川流域	姫路市	27	13.4	満水時面積×事前放流0.5m
	たつの市	110	55.2	
	宍粟市	14	7.0	
	太子町	0	0.0	
	小計	151	75.6	
富島川流域	たつの市	4	1.8	
合計		155	77.4	

表 11 流域内貯留可能容量（学校）

流域	市町	校庭面積 (万m <sup>2</sup> )	貯留可能量 (万m <sup>3</sup> )	試算条件
揖保川流域	姫路市	7	2.0	校庭面積×水深0.3m
	たつの市	24	7.1	
	宍粟市	19	5.7	
	太子町	2	0.7	
	小計	52	15.5	
富島川流域	たつの市	3	0.9	
合計		55	16.4	

表 12 流域内貯留可能容量（公園）

流域	市町	公園面積 (万m <sup>2</sup> )	貯留可能量 (万m <sup>3</sup> )	試算条件
揖保川流域	姫路市	5	1.0	公園面積×水深0.2m(幼児考慮)
	たつの市	107	21.5	
	宍粟市	15	3.1	
	太子町	4	0.8	
	小計	131	26.4	
富島川流域	たつの市	3	0.6	
合計		134	27.0	

表 13 流域内貯留可能容量（大規模施設：官公庁施設・大規模公共施設）

流域	市町	大規模施設 (万m <sup>2</sup> )	貯留可能量 (万m <sup>3</sup> )	試算条件
揖保川流域	姫路市	22	0.7	敷地面積×駐車場補正率0.3×水深 0.1m(車のマフラ一高考慮)
	たつの市	17	0.5	
	宍粟市	18	0.5	
	太子町	7	0.2	
	小計	64	1.9	
富島川流域	たつの市	1	0.1	
合計		64	2.0	

表 14 流域内貯留可能容量（各戸貯留）

流域	市町	戸数 (戸)	貯留可能量 (万m <sup>3</sup> )	試算条件
揖保川流域	姫路市	11,562	0.2	戸数×雨水貯留タンク容量200L 戸数は、「①市町全域の世帯数」を「②市町の建 物用地面積」で除して、そこに「③流域内の建物 用地面積」を乗じて算定した値とした(戸数=① ÷②×③)。
	たつの市	23,411	0.5	
	宍粟市	11,984	0.2	
	太子町	6,718	0.1	
	小計	53,675	1.0	
富島川流域	たつの市	2,392	0.1	
合計		56,067	1.1	

※本検討はあくまで流域全体の流域対策のポテンシャルとして量的イメージを得るために貯留可能量を算定したものであり、整備メニューを限定するものではない。

## (2) 流域対策整備効果の試算

計画地区全域における流域対策の整備効果を試算した結果は、表 15 の通りである。特に水田は、流域にある引原ダムの洪水調整容量と同程度の容量であり、東京ドーム容量の約 5 倍に相当する。また、貯留可能容量を合計すると 756 万 m<sup>3</sup> となり、東京ドームの約 6 倍に相当し、多くの協力を得ることで浸水の軽減効果が期待できる試算結果となる。

表 15 流域にあるダムの洪水容量との比較

区分	貯留可能容量 (万 m <sup>3</sup> )	洪水調節容量(万 m <sup>3</sup> )※		参考：東京ドーム容量 (万 m <sup>3</sup> )
		引原ダム	安富ダム	
水田	632.3	565	140	124
ため池	77.4			
学校	16.4			
公園	27.0			
大規模公共施設	1.9			
各戸貯留	1.0			
合計	756			

※出典：「ひょうごのダム」